

特定設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法43、68の16、旧措法43、68の16）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表（七） 平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定設備等の区分	1	43条第1項表( )号 68条の16第1項表( )号 旧43条第1項表( )号 旧68条の16第1項表( )号	43条第1項表( )号 68条の16第1項表( )号 旧43条第1項表( )号 旧68条の16第1項表( )号	43条第1項表( )号 68条の16第1項表( )号 旧43条第1項表( )号 旧68条の16第1項表( )号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定設備等の種類等	3	( )	( )	( )
特定設備等の名称	4			
(公害防止用設備の設置状況) 設置した工場、事業所等の名称	5	(新設・増設・更新)	(新設・増設・更新)	(新設・増設・更新)
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
基準取得価額割合	10	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$
基準取得価額 (9) × (10)	11	円	円	円
特別償却率	12	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特別償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等 (指定告示の別表番号) (同上の該当番号) 事業の用に供した特定 設備等の仕様、性能等 判定上参考となる事項	15	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	16		大株 規 模 法 人 等 の 保 有 す る 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	17	人		1		22
大規模法人の保有株式割合	第1順位の株式数又は 出資金の額	(22)				23
	保有割合	$\frac{(18)}{(16)}$				24
	大規模法人合計の株式数 又は出資金の額	(26)				25
	保有割合	$\frac{(20)}{(16)}$				26
				計 (22) + (23) + (24) + (25)		

## 特別償却の付表（七）の記載の仕方

1 この付表(七)は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条《特定設備等の特別償却》若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成23年6月旧措置法」といいます。）第43条《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の16《特定設備等の特別償却》若しくは平成23年6月旧措置法第68条の16《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特定設備等の区分1」は、措置法第43条第1項の表の各号若しくは措置法第68条の16第1項の表の各号又は平成23年6月旧措置法第43条第1項の表の各号若しくは措置法第68条の16第1項の表の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、特定設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「特定設備等の種類等3」には、例えば、指定告示（昭和48年大蔵省告示第69号）に定める特定設備等にあつては、その別表に基づき種類、区分、細目等を記載します。また、その特定設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「特定設備等の名称4」には、特定設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、特定設備等を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。この場合、措置法第43条第1項の表の第1号（若しくは第68条の16第1項の表の第1号）又は平成23年6月旧措置法第43条第1項の表の第1号（若しくは第68条の16第1項の表の第1号）の公害防止用設備にあつては、その設置状況について該当するものを○で囲みます。

7 「取得価額9」には、特定設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、特定設備等のうち公害防止用設備については、1台又は1基の取得価額が300万円に満たないものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

8 「基準取得価額割合10」の分子は、特定設備等が、中小企業者等以外の法人が取得等をした措置法第43条第1項の表の第1号の中欄（若しくは第68条の16第1項の表

の第1号の中欄）又は平成23年6月旧措置法第43条第1項の表の第1号の中欄（若しくは第68条の16第1項の表の第1号の中欄）に掲げる減価償却資産である場合には「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。

9 「特別償却率12」の分子は、措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）又は平成23年6月旧措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）の区分に応じ、それぞれ適用される特別償却率を記載します。

10 「償却・準備金方式の区分14」は、その特定設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「事業の用に供した特定設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が特定設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める特定設備等については、（ ）内にその指定告示の別表番号及び該当番号を記載してください。

12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第28条第1項により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産（指定公害防止用設備）のうち租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成23年6月旧措置法規則」といいます。）第20条の6第1項（若しくは第22条の30第1項）に定める機械及び装置を新設又は増設した、措置法令第28条第2項に定める中小企業者等に該当する法人（又は措置法令第39条の46第2項に定める中小連結法人）が平成23年6月旧措置法第43条（若しくは第68条の16）の規定の適用を受ける場合に、その機械及び装置を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者以外の法人（又は中小連結法人以外の連結法人）として取り扱われますので、上記に係る機械及び装置につき平成23年6月旧措置法第43条（若しくは第68条の16）の規定の適用を受けるためには、その設備の処理能力が大気汚染防止法の規制値を40%以上上回っていることについての経済産業大臣が証明した書類等平成23年6月旧措置法規則第20条の6第2項（若しくは第22条の30第2項）に規定する書類を添付する必要がありますから注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株主数等の明細22～25」の各欄は、その法人の株式等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人となりますから、注意してください。